

令和2年度

生涯現役社会の実現に向けたセミナー

職場安全と健康確保による高齢社員の戦力化

第1部では、令和3年4月1日から施行される「改正高年齢者雇用安定法（従業員の70歳までの就業確保に努めることが企業に義務付けされます）」の解説、第2部では、厚生労働省が令和2年3月に発表しました「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づき、高齢社員の職場安全を高め、健康確保を促進し、今後の「70歳までの就業確保」に向けた、生涯現役で生き生きと活躍する高齢社員の戦力化の取り組みを皆様と一緒に考えます。

日時：令和2年
10月26日（月）
13:30～16:30


場所：ホテル・リガール 春日野
2F『飛鳥の間』
奈良市法蓮町757-2
Tel：(0742) 22-6021

定員：40名（先着順） **参加無料**

（お願い）

誠に申し訳ございませんが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加のお申し込みは企業1社1名に限らせていただきます。また定員に達し次第に参加申込の受付を締め切らせていただきます。

| 第1部 | 改正高年齢者雇用安定法について |
|--------------------------------------|-----------------|
| 13:30～14:00 | |
| 【講演】 | |
| 高年齢者就業確保措置の導入を努力義務とする改正高年齢者雇用安定法について | |
| 解説：奈良労働局職業安定部職業対策課 高齢者対策担当官 | |

| 第2部 | 基調講演・パネルディスカッション |
|--|---|
| 14:00～16:30 | |
| 【基調講演】 | |
| 「高齢社員に必要な職場安全と健康確保を促進し、高齢社員の戦力化を考える」 | |
| ～ エイジフレンドリーガイドラインの解説と活用方法のご紹介 ～ | |
| 講師：近藤 雄二 氏 |  |
| （プロフィール） | |
| 奈良支部 65歳超雇用推進プランナー 博士(医学)、衛生管理者、天理大学非常勤講師 [専門分野]健康づくり、人間工学(産業保健領域) 職務設計、環境改善、労働安全衛生管理 | |
| 【パネルディスカッション】 | |
| 事例発表（県内企業） | |
| パネルディスカッション | |
| 【65歳超雇用推進助成金のご案内】 | |
| 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 奈良支部 高齢・障害者業務課 | |

主催：奈良労働局・ハローワーク
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 奈良支部
後援：株式会社奈良新聞社・全国地方新聞社連合会

お問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課
〒630-8570
奈良市法蓮町 387 番地 奈良第三地方合同庁舎
TEL：0742-32-0209 FAX：0742-32-0225

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
奈良支部 高齢・障害者業務課
〒634-0033 橿原市城殿町 433 ポリテクセンター奈良内
TEL：0744-22-5232 FAX：0744-22-5234

令和2年度 生涯現役社会の実現に向けたセミナー 参加申込書

奈良労働局職業安定部職業対策課 行
FAX : 0742-32-0225

(お申込方法 : 下記にご記入のうえ、FAXにてお申し込みください。)

| | | | |
|------|---|------|--|
| 事業所名 | | | |
| 所在地 | 〒 | | |
| 所属部署 | | 役職名 | |
| 参加者名 | | 電話番号 | |

申込締切日

令和2年10月19日(月)まで

お願い

※参加のお申し込みは、**企業1社1名**に限らせていただきます。
※定員40名に達し次第、受付を締め切らせていただきます。

個人情報

個人情報は、当セミナーの実施、高年齢者雇用に関する事業並びに新型コロナウイルス感染症対策に関連する措置のみに使用します。

資料のご紹介

【参考】厚生労働省ホームページ

※「高年齢者雇用安定法の改正 ～70歳までの就業機会確保～」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1_00001.html

※「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10178.html

※「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」パンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000623027.pdf>

新型コロナウイルス感染症対策に係るお願い

本セミナーは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年5月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に基づき開催いたします。特に①密閉空間 ②密集場所 ③密接場所の「三つの密」を避けるため「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的感染対策を行いますので、参加者各位には当日の「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」にご協力をお願い申し上げます。また万一、風邪等の症状など体調不良が見られる場合は誠に申し訳ありませんが、当日参加の自粛にご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。